

ファンファンミュージカル 規約

(名称)

第1条 本会は、ファンファンミュージカルと称する。

(目的)

第2条 本会は、夢と愛に満ちた文化のかおる街づくりと、心をつなげる仲間たちとの良質な舞台の創出を目指しながら、会員相互の交流と研修を深め、ミュージカルに関する活動を盛んにし、地域住民のためのよりよい文化環境をつくることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主公演、または共催公演に関わる企画立案および事業運営。
- (2) 青少年育成、社会福祉貢献のためのボランティア活動の実施。
- (3) 地域活性化を目指した市内外各種イベントへの参加。
- (4) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する、宇都宮市内外のミュージカルに関わる個人会員をもって構成する。

- 2 本会は、個人及び団体の賛助会員を認める。

(会員)

第5条 本会員は、種別は次の通りとする。

- (1) キャスト会員・・・舞台に立つ事を主目的とし、本会の全事業に関わる個人。
 - (2) サポーター会員・・・本会の事業の補助をする個人。
 - (3) 賛助会員・・・本会の事業に賛同し、後援する個人及び団体。
- 2 会員種別は、本会の承諾を得て変更することができる。

(会費)

第6条 会員は、本会運営資金として、次のとおり会費を納入する。

- (1) キャスト会員・・・4,000円/月、ないし1,000円/回
- (2) サポーター会員・・・無料
- (3) 賛助会員・・・本会及び賛助会員の同意で決定した任意の金額

- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする個人及び団体は、「入会申込書」を本会に提出し、本会の承諾を得て入会することができる。

- 2 18歳未満の入会希望者は、保護者の同意を得て、保護者の署名のある「参加同意書」を「入会申込書」に併せて提出する。
- 3 申込書類に記載した内容に変更があったときは、本会あて速やかに変更を申し出るものとする。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする個人及び団体は、「退会届」を本会に提出しなければならない。

(除名)

第9条 本会は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体を、会長の決定または役員会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の体面を傷つけ、または本会の目的遂行に反する行為を行ったとき。
- (2) 月会費を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 個人の死亡、及び団体の解散のとき。

(事故)

第10条 本会の団体活動中の事故においては、会員が各自任意で加入する保険によって補償し、本会による補償は行わないものとする。

(役員会)

第11条 本会の執務及び決議は役員会で行うものとする。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、原則、集会方式をとるものとする。
- 3 役員会は、次の役員、役員補佐で構成される。

(1) 役員

- | | |
|------|----|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 1名 |

(2) 役員補佐 若干名

- 4 役員、役員補佐の選出は、会員の互選とする。
- 5 役員、役員補佐の資格は、会費納入歴が1年以上かつ年齢が18歳以上とする。
- 6 役員、役員補佐の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

7 役員が辞任した場合は、前任者の残任期間とする。

(役員、役員補佐の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その会務を代理する。

3 役員補佐は、役員を補佐し、常時会務にあたる。

(役員会の議事等)

第13条 役員会は、役員全員、役員補佐の過半数をもって構成し、議事は原則、合議により決する。

(役員会の決議事項)

第14条 個人及び団体の入会、退会、除名及び会員種別の変更に関する事。

2 役員を選出に関する事。

3 規約の制定及び改正に関する事。

4 その他、本会の運営に関する事。

(総会)

第15条 総会は、役員会及び会員をもって構成し、会長が召集する。

2 会を適正に運営するため、次に掲げる事項を審議し、決議する。

(1) 規約の制定及び改正に関する事。

(2) この規約は、2015年12月1日に改正、及び同日より施行する。

(3) 役員会の執行体制に関する事。

(4) 前年度の事業報告、決算に関する事。

(5) 新年度の事業計画、予算に関する事。

(6) その他、会の運営について会長が特に必要と認めた事項に関する事。

3 総会は、会員及び団体の代表者のすべての者が自由に参加し、発言できるものとする。

4 総会の議事は、年間において過半数回の会費を納めている会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

5 年間において過半数回の会費を納めている全会員への個別の意思確認をもって、総会の代わりとし、総会審議事項を決議することが認められる。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、会長宅に事務局を置く。

(会計年度)

第17条 本会の経費は、会費、補助金、負担金、寄付金、その他をもってあてる。

2 本会の会計は、日常の運営資金を管理し、公演などの際は、別途公演特別会計を別枠で予算編成する。

3 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は、2008年12月1日より施行する。

この規約は、2009年4月25日に改正、及び同日より施行する。

この規約は、2010年4月1日に改正、及び同日より施行する。

団体名変更、平成22年4月1日

旧名称「宇都宮市民ミュージカル協会 夢う舞メイツ」

新名称「ファンファンミュージカル」

この規約は、2012年4月1日に改正、及び同日より施行する。

この規約は、2015年12月1日に改正、及び同日より施行する。

この規約は、2017年4月1日に改正、及び同日より施行する。